

酒税の輸出免税に係る手続が簡素化されました

～ 酒類の輸出を行っている酒類業者のみなさまへ ～

令和2年6月

国 税 庁

酒類の輸出免税に係る手続について

酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税が免除されます。

酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、輸出した酒類の税率適用区分、数量を記載した酒税納税申告書を期限内に提出するなど、所定の手続を行う必要があります。

手続簡素化の概要 ①

これまでは、酒税納税申告書に輸出した酒類の明細書を添付しなければなりませんでした。令和2年4月1日以後に提出期限が到来する納税申告書より、輸出した酒類の明細書の添付が不要となります。

※ 酒税納税申告書や税額算出表は、これまでどおり、申告期限内に提出が必要です。

CC1-5205-1		平成・令和 年 月分 平成・令和 年 月 日分		酒 税 納 税 申 告 書											
年 月 日	(製造場の所在地及び名称) 〒	電話番号	申告区分	調査区分											
申告者	(住所) 〒	電話番号	申告年月日												
税務署長殿	(氏名又は名称及び代表者氏名)		調査年月日												
			審査者印												
下記のとおり酒税の納税申告書（期限内申告書）を提出します。															
CC1-5205-2		平成・令和 年 月分 平成・令和 年 月 日分		税 額 算 出 表											
納付すべき税額等の計算	区 分	酒類の種類・品目等	アルコール分別	①総移出数量	②未納税移出数量	③輸出免税数量	④課税標準数量	⑤税率	⑦軽減後税額	控除数量	⑧算出税額	⑨輸出税額	⑩又は	⑪又は	摘 要
	1														
	2														
	3														
	4	CC1-5418 輸出免税酒類輸出明細書兼 輸出酒類販売場における購入明細書													
	5	酒 税													
	6	酒 類	その他の	アルコー	容 器	容 器	数 量	輸 出 年 月 日	仕 向 地	輸 出 港 の	輸 出 者 又 は				
	7	の	区 分	ル 分 別	の	の		又 は		所 轄 税 関	国 際 第 二 種 貨 物 利 用 運 送 事 業 者				
	8	品 目 別 等			容 量	個 数		販 売 年 月 日			氏 名 又 は 名 称	住 所			
	9			度	ml	個	ml								
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
	16														
	17														
	18														
		参 考 事 項													

期限内に提出

輸出した酒類の明細書の添付が不要となります

手続簡素化の概要 ②

酒類製造者は、輸出許可証等に基づいて、①～⑤の事項を帳簿に記載しなければなりません。
 ※ 輸出許可証等に①～⑤の事項が記載されている場合において、当該輸出許可証等を保存している場合は、別途、帳簿に記載する必要はありません。

- ① 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量
- ② 輸出の年月日及び仕向地
- ③ 輸出港の所轄税関
- ④ 当該酒類の輸出をした者が当該酒類の酒類製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称
- ⑤ その他参考となるべき事項

これまで、「輸出申告書の付表」を作成しなければなりませんでした。輸出許可証等にインボイス番号が記載されている場合において、当該インボイス番号と①～⑤の事項を帳簿等に記載する方法も認められますので、その場合は、「輸出申告書の付表」を作成いただく必要はありません。

※ これまでどおり、「輸出申告書の付表」を作成・税関へ提出し、税関審査印があるものを保存する方法でも構いません。

代表統番		申告種別	区分	輸出許可通知書(大額)			提出先		申告年月日	申告番号
XXXE		XXXX[X]	XXX E	XXXXXXXXXXE	XE	YYYY/MM/DD	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
輸出者							住所		電話	
仕向人							住所		代理	
AWB番号		保税地域		最終仕向地		積込港		輸出承認証等区分		
仕入書番号		仕入書番号(電子)		仕入書価格		FOB価格		通貨レート		
BPR合計		構成		BPR合計		構成		BPR合計		
記事(税関)		記事(通関)		記事(荷主)		荷主セクションコード		社内整理番号		

「仕入書番号」欄をご確認ください

※ ご不明な点につきましては、所轄の税務署を担当する酒類指導官までお問合せください。